

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部男女共同参画担当 (06-6208-9156)
処分担当名	男女共同参画担当
処分の名称	大阪市立男女共同参画センター施設の使用料の減免
概要	センター施設の使用について、公益上の必要、その他特別な事由があると市長が認めるときは、使用料が減免されます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立男女共同参画センター条例第12条
審査基準	◎次に掲げる要件を満たしている場合は、使用料を減免します。 (1) 公益上の必要その他特別な事由があることが確認され、市長が認めるとき ○次の場合「特別な事由」と認めます。 ・各種市政協力団体等が行う公益的な行事または集会で直接、市政または区政に寄与すると認められるも ののため使用するときまたは公用のため使用するとき ・その他市長が必要と認めるとき
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	—
提出先	指定管理者もしくは男女共同参画担当
提出時期	随時
提出方法	申請書を提出してください。
手数料	減免の詳細については、下記ホームページをご覧ください。
相談窓口	男女共同参画センター各館もしくは男女共同参画担当
ホームページ	http://www.city.osaka.jp/shimin/

備考	
----	--